

令和5年7月25日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人 吉美福社会
吉美こども園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。)
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年4月30日内閣府令第39号)第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和4年度の実績をご報告するものです。
(あくまでも、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払いなどが発生するものではありません。)

令和4年度公定価格の額について

費施設（事業）における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければなりません。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	月												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	195,830	195,830	195,830	195,830	194,350	194,350	199,660	201,670	201,670	201,670	201,670	201,670	192,410
		179,620	179,620	179,620	179,620	178,140	178,140	183,450	185,460	185,460	185,460	185,460	185,460	184,210
	4歳児以上	189,900	189,900	189,850	189,850	189,770	189,760	191,750	191,710	191,710	191,670	191,710	191,710	192,580
保育（2号、3号）認定	0歳児	194,820	194,820	194,770	194,770	194,690	194,680	196,670	196,630	196,630	196,590	196,630	196,630	197,500
		110,120	110,120	110,070	110,070	109,990	109,980	111,970	111,930	111,930	111,890	111,930	111,930	112,800
	1、2歳児	115,040	115,040	114,990	114,990	114,910	114,900	116,890	116,850	116,850	116,810	116,850	116,850	117,720
		67,110	67,110	67,060	67,060	66,980	66,970	68,960	68,920	68,920	68,880	68,920	68,920	61,950
	3歳児	72,030	72,030	71,980	71,980	71,900	71,890	73,880	73,840	73,840	73,800	73,840	73,840	66,870
		51,430	51,430	51,380	51,380	51,300	51,290	53,280	53,240	53,240	53,200	53,240	53,240	54,110
4、5歳児	56,350	56,350	56,300	56,300	56,220	56,210	58,200	58,160	58,160	58,120	58,160	58,160	59,030	

*上記は、月を過ぎて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。